### 主 文

### 本件特別抗告を棄却する。

#### 理 由

静岡地方裁判所のした審判請求を棄却する旨の原決定は、刑訴二六六条一号に基 く決定であるから、同四一九条、四二一条により高等裁判所に通常の抗告をするこ とができる。従つて、本件特別抗告は、同四三三条の要件を欠き不適法のものであ つて、棄却を免れないものである(昭和二六年(し)第七一号、昭和二八年一二月 二二日大法廷決定参照)。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項に従い、裁判官全員一致の意見により、主文のとおり決定する。

# 昭和二九年一二月一五日

# 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克